

平成26年度予算案

ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業
について

平成26年3月

ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業

平成26年度予算案額 126億円（新規）

中小企業庁 創業・技術課

03-3501-1816

産業技術環境局 大学連携推進課

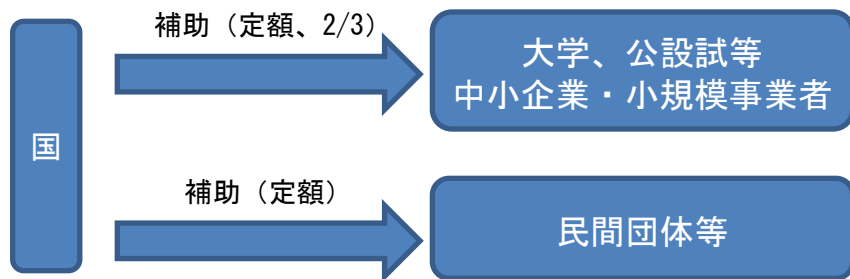
03-3501-0075

事業の内容

事業の概要・目的

- 中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。
- また、技術の市場価値を評価できる専門家の目利きを踏まえて行う、大企業や大学等の知を活用したシーズ発掘・橋渡し研究も支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 研究開発・試作品開発・販路開拓
 - ・「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者を含む共同体
 - ・補助上限額：初年度4,500万円
 - ・2年目は初年度の2/3、3年目は1/2を上限として補助
- ①大学、公設試等による設備投資及び研究・開発等に要する経費を支援（うち1,500万円を上限、補助率：定額）。
- ②中小企業・小規模事業者が行う研究・開発や販路開拓を支援（補助率：2/3）。
- シーズ発掘
 - ・民間団体等
 - 中小企業・小規模事業者と大学等とのライセンスを加速するため、マッチング促進の場を設定し、事業シーズの発掘を支援。
 - ・補助上限額：1,000万円（補助率：定額）
- 橋渡し研究
 - ・中小企業・小規模事業者、大学、公設試等を含む共同体
 - ・補助上限額：初年度2,000万円（補助率：2/3）
 - ・2年目は、初年度と同額を上限として補助

サポイン事業の変更点

1. 特定ものづくり基盤技術及び
指針の見直し
(平成26年2月10日告示)

- ① 2 2 技術から 1 1 技術へ見直し
- ② 「中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」の抜本的改正

2. 委託事業から補助事業へ

- ① 中小企業・小規模事業者には自己負担を伴う補助事業へ
 - ② 大学・公設試等の研究マネジメントを担う機関向けには定額（100%）補助
 - ③ 購入機器設備、発生した知的財産権などは、補助事業実施者へ帰属
- ※補助金化に伴い、一般管理費の計上が不可、全ての費用を対象となる経費に計上する必要有。

3. 販路開拓まで支援対象に

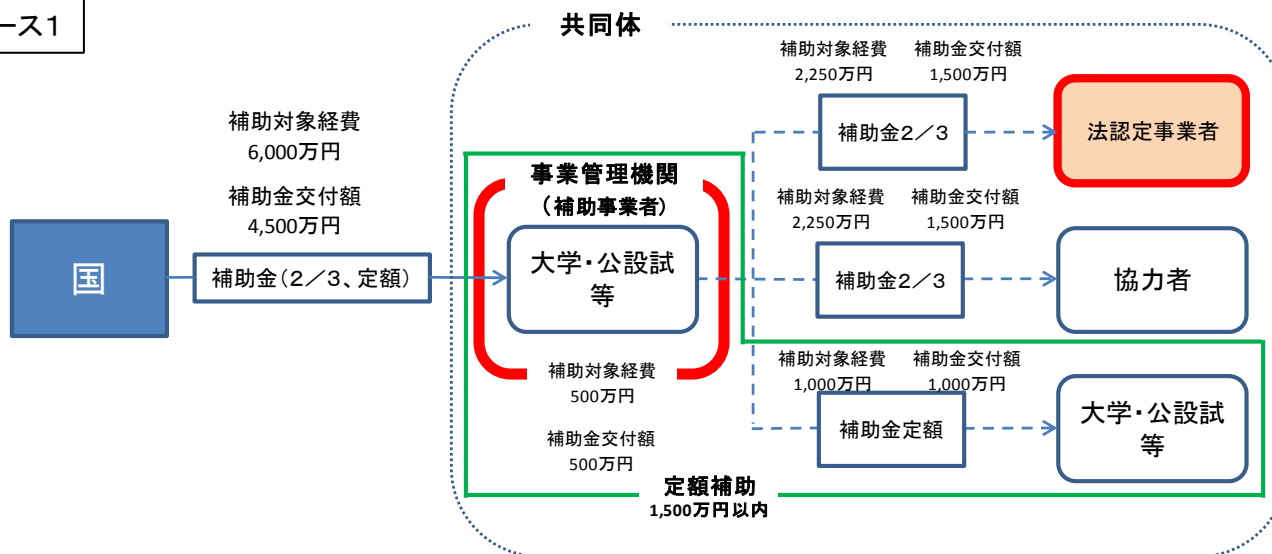
製品化につながる可能性の高い研究開発等及び販路開拓への取組を一貫して支援
※従来の「グローバル技術連携支援事業」と統合。なお、研究開発を行わない販路開拓のみを対象とした支援は不可。

なお、既採択の案件については、従来の委託の形態で継続し、22技術見直しに関しても、新たに認定を取り直す必要性はない方向を予定。

サポイン事業概要（案）

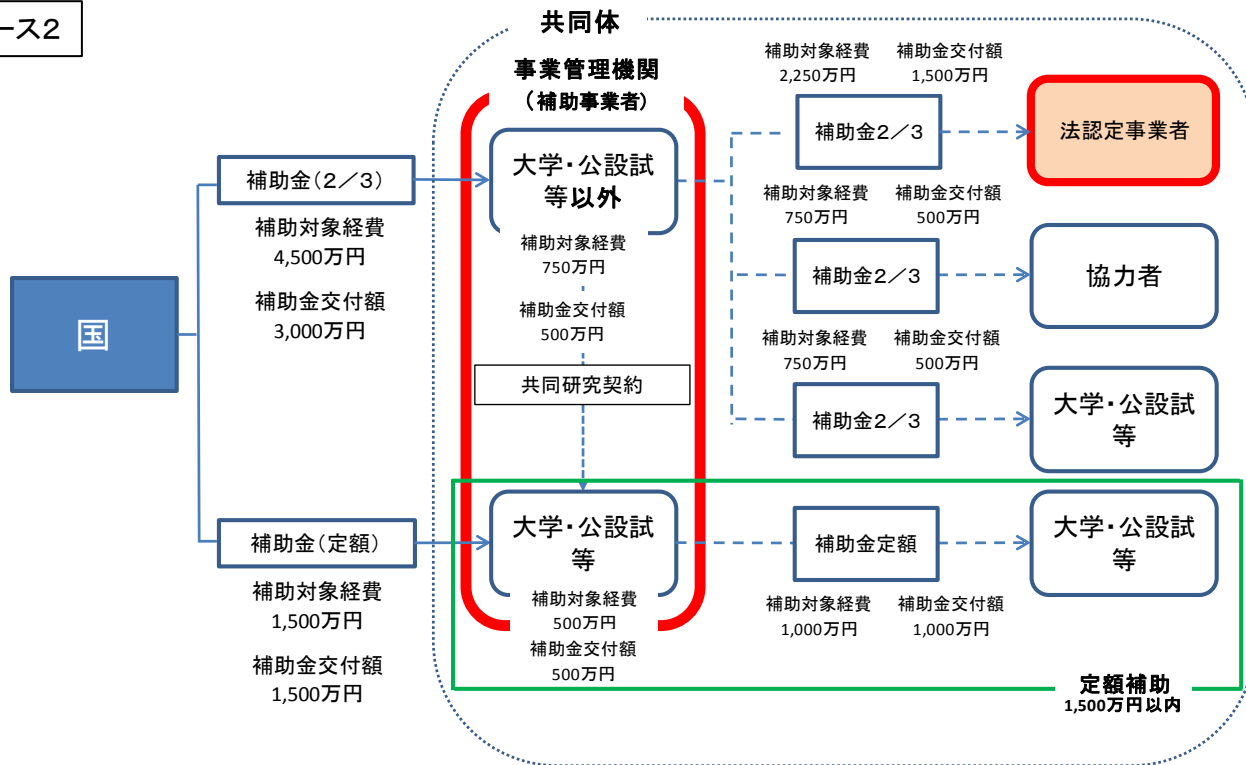
○対象事業	「中小企業ものづくり基盤技術高度化に関する法律」に基づく認定を受けた研究開発計画
○事業期間	2年度又は3年度
○補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度 4,500万円以下 うち、大学・公設試等の初年度合計額 1,500万円以下 ・2年度目 初年度の補助金交付決定額の 2/3以下 ・3年度目 初年度の補助金交付決定額の 1/2以下
○補助率	<ul style="list-style-type: none"> ○大学、公設試等の補助対象経費：定額補助 ○それ以外の者の補助対象経費：2/3以内

モデルケース1

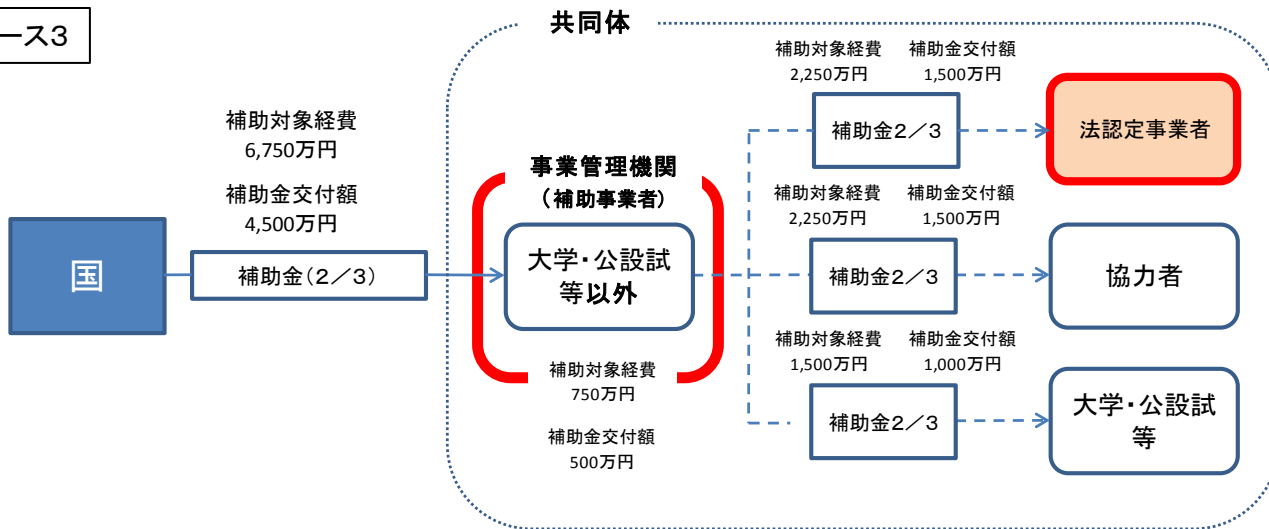


サポイン事業概要 (案)

モデルケース2

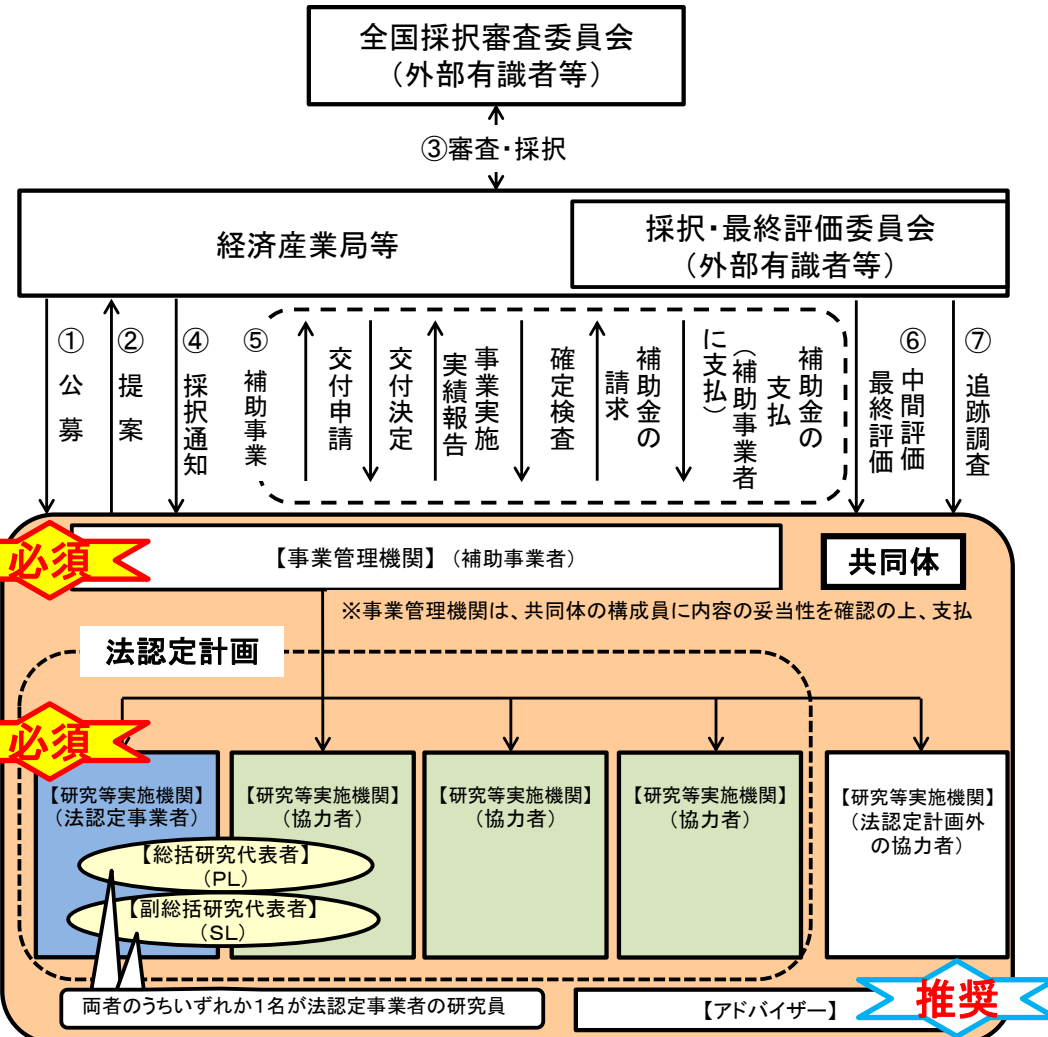


モデルケース3



サポイン事業実施体制（案）

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み



○事業管理機関（補助事業者）【必須】

- ・国との総合的な連絡窓口を担い、補助事業の遂行における責任を有する主体。
- ・事業の運営管理、共同体の相互調整、研究開発の普及等を行う。

○法認定事業者【必須】

法認定を受けた中小企業者

○協力者

法認定計画に含まれる協力者

○法認定計画外の協力者

法認定計画に含まれないが、この事業を共同で実施する者

○アドバイザー《推奨》

この事業に対して助言を行う補助金を伴わない者

- 事業管理機関（補助事業者） この事業の運営管理等を主体的に行う者
例) 大学・公設試等、法認定事業者、中小企業者・小規模事業者、大企業等
- 法認定事業者 法認定を受けた中小企業者
- 協力者 法認定計画に含まれる協力者
例) 中小企業者・小規模事業者、大学・公設試等、大企業等
- 法認定計画外の協力者 法認定計画に含まれないが、この事業を共同で実施する者
例) 中小企業者・小規模事業者、大学・公設試等、大企業等
- アドバイザー この事業に対して助言を行う補助金を伴わない者
例) 川下企業、大学・公設試等、有識者等研究者